

# 連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規程

## （目的）

第1条 この規程は、連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。以下同じ。）の開設の条件、管理及び運用等について定めることを目的とする。

## （局の種別）

第2条 連盟が開設するアマチュア局の種別は、次のとおりとする。

- (1) 中央局 事務局に開設する局であって、JA1RL の呼出符号の指定を受けている局をいう。
- (2) 地方局 連盟の地方本部区域内に開設する局であって、サフィックスが RL の呼出符号の指定を受けている局をいう。
- (3) 補助局 各地方本部区域内に移動運用を目的として開設する局であって、原則としてサフィックスが YRL の呼出符号の指定を受けている局をいう。
- (4) 南極局 南極大陸内に開設する局をいう。
- (5) ビーコン局 電波伝搬等の調査を行うために開設する局であって、原則としてサフィックスが IGY の呼出符号の指定を受けている局をいう。
- (6) 特別局 連盟の特別行事において、公開展示し運用する局をいう。
- (7) 特別記念局 国際的又は国家的に重要な行事において、アマチュア無線家が多数参加し、かつ、一般参加者に対してアマチュア無線の認識を高めるために公開展示し運用する局をいう。
- (8) ARDF 局 ARDF 競技用の局であって、方位測定用の識別信号を繰り返し送信する局をいう。

## （局の開設）

第3条 連盟が開設するアマチュア局の開設は、原則として理事会の承認を得るものとし、その局数等は局の種別ごとに次のとおりとする。

- (1) 中央局は、1局を開設する。
- (2) 地方局は、地方本部（関東地方本部を除く。）区域ごとに1局を開設する。
- (3) 補助局は、地方本部毎に1局を開設することができる。
- (4) 南極局は、南極大陸の昭和基地等を開設する。
- (5) ビーコン局は、別に定めるところにより開設することができる。
- (6) 特別局及び特別記念局は、別に定める手続きにより開設することができる。

## （免許の申請）

第4条 連盟が開設するアマチュア局の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとする。ただし、特別局及び特別記念局については別に定める。

## （無線設備の調達）

第5条 連盟が開設するアマチュア局の無線設備の調達は、別に定めるところにより事務局

において行うものとする。ただし、特別局及び特別記念局は除く。

(管理者等)

第6条 連盟が開設するアマチュア局の無線設備及び業務書類等の管理を行う者は、事務局長とする。

2 前項の管理を事務局長が行うことが困難な局について、会長は当該局の管理を次のとおり他に委任することができる。

(1) 南極局については、南極地域観測隊長若しくはこれに準ずる者とする。

(2) 地方局、補助局、ビーコン局、特別局、特別記念局及び ARDF 局については、地方本部長が推薦する者(会員であること)又は団体(代表者は会員であること)とする。

3 地方局、補助局、ビーコン局及び ARDF 局について、事務局長以外の者又は団体が管理を行うこととなった場合は、遅滞なく連盟の広報手段で公表する。

4 連盟が開設するアマチュア局の管理等の方法については、別に定める。

(移動運用)

第7条 支部長から支部等が主催する行事等に連盟が開設するアマチュア局を運用したい旨、地方本部長に申し出があったときは、既設の地方局又は補助局を移動させて運用するものとする。

2 移動運用に要する経費及び移動運用に伴い生じた無線設備の故障の修復等に要した経費は、前項の申し出者が負担するものとする。

3 移動運用の際、使用する特別の QSL カードの作成を必要とするときは、あらかじめ事務局長の承認を得るものとし、かつ、その経費は第1項の申し出者が負担するものとする。

4 移動運用を要請した支部長は、その運用を終了したときは当該局を管理している者にその旨報告するものとする。

(経理)

第8条 連盟が開設するアマチュア局にかかる経理は、事務局において行うものとする。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。